



“赤い羽根” ウクライナ避難民静岡県緊急食支援事業実施要領

静岡県共同募金会

令和4年2月24日から起こったロシア軍のウクライナ侵略により、日本政府はウクライナからの避難民の受け入れを開始し、静岡県・静岡市・浜松市も公営住宅の提供など支援を行うとしている。

この状況を受け、静岡県内に避難された方の緊急的な生活支援を図るための「食支援」を緊急等助成資金規程第1条(3)に基づき助成する。

I 事業の位置づけ

静岡県における福祉的課題を解決するため、一定の期間を設けて行う特定の地域福祉活動への助成として実施する。(社会福祉法人静岡県共同募金会緊急等助成資金規程第1条(3))

II 助成

1 対象団体

県域でフードバンク事業を行う民間の非営利団体

2 対象事業・対象経費・実施期間・助成基準

(1) 対象事業

静岡県に避難してきたウクライナ避難民に対する緊急的な食支援

(2) 対象経費

上記(1)のための

- ① 寄贈が期待されない食品や生活必需品などの購入費
- ② 配送や一時保管に係る経費及び交通費
- ③ ニーズ把握及び連絡調整に係る経費
- ④ その他、本会が認める支援活動に必要な経費

(3) 助成事業の実施期間

助成決定日から令和5年3月31日まで

(4) 助成基準

(助成枠) 300万円(財源は緊急等助成資金)
(助成率) 100%

3 申請受付及び助成決定

(1) 申請受付

(受付期間) 令和4年4月 日から令和4年9月30日まで

(申請窓口) 静岡県共同募金会

(提出書類) 申請書及び事業計画 1部(添付書類含む)

(提出方法) ①データ送信 申請書データ(Word形式)をメール添付で提出
(メール先: kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)

②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出
(申請書メール送信後、一週間以内)

(2) 助成決定

会長は申請に基づき配分委員会の承認を得て助成額を決定する。

(決定時期) 申請受理日から1か月以内

4 助成金の支払方法

前払い

5 助成金の精算

事業終了後または年度終了後1か月以内に実施報告書(領収書(写)等の証拠書類を添付)の提出を受け精算する。

6 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

附則 この実施要領は、令和4年4月11日から施行する。